

東京地方最低賃金審議会

会 長 都 留 康 様

東 京 労 働 局

局 長 土 田 浩 史 様

2020年度 最低賃金に関する要請書

世界各国における新型コロナウイルスの感染拡大は、消費や企業活動の停滞等、世界的な経済活動に悪影響を及ぼし始めているが、すべての働く者の生活を維持し、消費を回復させ、経済の自律的成長を実現するためにも、今や賃上げは必要不可欠なものとなっている。

ここ数年、労使の努力による賃金の引上げが行われてきたが、その波及効果は都内の中小企業で働く多くの勤労者、パートタイム労働者、有期雇用契約等で働く労働者には行き届いていない。消費増税や社会保険料の負担増、物価上昇等から、実質賃金は対前年でマイナス傾向が続いている。

連合が2017年に試算した都内の労働者が最低限の生活を営むにあたり必要な賃金水準(※通称 連合リビングウェイジ)の時間給は1,120円、単身者でも183,000円であり、現在の東京都の最低賃金1,013円で1日8時間、1ヶ月、22日間働いたとしても、大きく下回っている状況にある。連合東京は、労働基準として時間給1,500円を掲げている。より安心して働ける環境をめざし、また全国の最低賃金が時間給1,000円以上になるよう、東京におけるステップを踏む審議を強く要請するものである。

また、昨年4月より働き方改革関連法が施行され、いよいよ今年4月1日より連合がかねてより望んでいた、通常の労働者と有期雇用契約で働く労働者との均衡待遇や均等待遇が大きく前進することになる。

オリンピック・パラリンピックが東京で開催される今年、東京で働くすべての者が法令を遵守し、安心・安全に働くことができる環境整備に向けた取り組みを強く要請する。

記

1. 東京都最低賃金の改定

日本の首都東京における最低賃金は、1,500円をめざし、そして全国平均が1,000円以上になるように、今年度の引き上げ額を審議すること。

2. 特定(産業別)最低賃金の存続

必要性の審議にあたっては、通常労働者とパートタイムや有期雇用契約等の労働者の処遇格差を是正するための「同一労働同一賃金」を促進する視点を強く持ち、同一産業内の賃金格差是正をめざす目的意義をもつ特定(産業別)最低賃金を存続させること。

以 上

2020年4月

日本労働組合総連合会東京都連合会

会 長 杉 浦 賢 次



(連合東京構成組織・単組、地本・支部・分会名)

代表者名・印

印